

【第2部】

セキュリティトークンの他社口座への移管手続きの検討 (清算決済タスクフォース)

2025年1月16日



1. ST他社口座への移管手続きの検討の進め方（予定）

- ST他社口座への移管手続きについては、下記の内容で引き続き検討を進める予定。

日付		位置付け	内容
2014年 8月1日	第3回 合同TF	キックオフ	● 検討の目的、検討スケジュール案の共有 ● 主な検討事項の共有 ● フロー案の説明
10月3日	第4回 清算決済TF	詳細検討	● 意見票を踏まえたODX検討方針の共有 ● リーガル照会結果の共有 ● 今後の検討事項の共有
2025年 1月16日	第5回 清算決済TF	詳細検討	● 現状の課題共有 ● 課題検討結果の共有・確認
2月13日	第6回 清算決済TF	詳細検討	● 移管フローの確認・合意 ● 帳票ひな形案の共有・確認

2. 現状の課題

- 第4回清算決済TF開催後の意見票による意見、課題抽出により、以下の課題を認識。
 - ◆ STの移転に伴い受託者（信託銀行）が税務署に提出する「信託に関する受益者別（委託者別）調書」について
【※STの貸借取引における課題と同伴】
 - ✓ 相続税法の規定による「調書」提出の要否を移転の端緒より判定できることが必要となる可能性あり。
 - ✓ 移転の端緒を把握するため、PFから受託者への情報提供の方法について検討を要する。
 - ◆ 上記の課題について、
 - ✓ 移転指図を行う証券会社側社内システムには、売買取引を貸借取引の判別を連携する機能はないものと推察。
 - ✓ PFから受託者への移転情報連携においても、現行は移転の端緒を特定する情報は連携する仕組みがないことが判明。
 - ◆ 引き続き、信託銀行、PF運営各社と以下の方法等の検討を進める。
 - ✓ 証券会社による移転指図時に何らかの方法で情報を入力。
 - ✓ PFから受託者へシステム外で情報を連携。
- ⇒ 信託銀行、PF運営各社と引き続き検討を進める。

2. 現状の課題

- 第4回清算決済TF開催後の意見票による意見、課題抽出により、以下の課題を認識

- ◆ 移管元、移管先証券会社における自社オムニバス口座の経由の可否について

⇒ 「口座移管別紙①オムニ経由Pros.Cons」を参照。本日のTF内で運用方針を決定。

3. 課題検討結果の共有

1. 証券会社間事務処理（オムニバス口座を利用する場合）

■ オムニバス口座の設定

- ibet、Progmater(6.0以降)ともに、オムニバス口座を複数設定することが可能。
- 口座移管専用のオムニバス口座を設定可能。口座移管専用であることが容易に判別できる名称を付すものと取り決める。
 - ✓ 移管専用口座の標準的名称について、「移管」・「transfer（もしくは TR）」の文言を入れる運用として良いか。

【参考】各PFにおける口座名の仕様は以下のとおり

ibet for Fin : 半角全角の別を問わず100文字以内

progmater : 36桁以内

かな・カナ・漢字を含む場合、全て全角（氏名の間にスペースを挿入する場合も全角スペースを使用）

英字のみの場合、全て半角（スペースを挿入する場合も半角スペースを使用）

■ オムニバス口座情報の共有

- ODXが各PFにおける各社のオムニバス口座情報の共有方法詳細について協議し、次回TFにて共有を予定。

3. 課題検討結果の共有

2. 対顧客事務処理

■ 保護預り用前書面・約款の交付

- STの入庫手続きに伴う保護預り用前書面と約款の交付については、各証券会社の交付ルールに従って実施する。
（各社の運用が異なるのでガイドラインは用意しない予定）

■ 口座移管手数料

- 各社の運用に依拠。（独禁法の問題があるので、ガイドライン的なものを定める予定なし）

3. その他

■ 特定口座での受け入れ

- JSDA通知（2021年7月）により、特定口座での受け入れ可である旨を確認済。
（「口座移管別紙②トークン化有価証券に該当する特定口座への受入れ等について」参照。）

【ST口座移管】オムニバス口座経由の移転処理に係るPros./Cons.

	移管元 (出し手)	⇒	移管先 (受け手)	Pros.	Cons.
Case 1	個人	⇒	オムニ⇒個人	・移管元は個人→オムニに移転する必要がなく、移管日の手続きを最小限にできる。 ・移管先は「口座移管専用」のオムニバス口座の入庫を確認することで口座移管による移転であることが容易に把握できる。 ・顧客の残高がどの金融機関に移転したのか、出庫先をBCに記録として残すことが出来る。	・移管元での顧客個人のBAが移管先証券会社に開示されることについて顧客からの同意が必要となる可能性がある。⇒移管先・移管元での日程調節や対象顧客の特定に際して、証券口座番号などの情報が共有されることは避けられない認識。移管依頼書に同意文を設けることで同意取得は可能と考える。 ・移管先は対象顧客を確認し、オムニ→個人へと移転手続きをとる必要がある。 ・同日に複数顧客から同一銘柄の移転を依頼された場合、当該顧客の残高の移管元をBCに記録として残すことが出来ない。
Case 2	個人⇒オムニ	⇒	個人	・移管先はオムニ→個人と移転する必要がなく、移管日の手続きを最小限にできる。 ・当該顧客の残高がどの金融機関から移転されたのか、入庫元をBAに記録として残すことが出来る。	・移管先は移管元に対象顧客のBAを連絡する必要がある。 ・移管先での顧客個人のBAが移管元証券会社に開示されることについて顧客からの同意が必要となる可能性がある。⇒株式においても顧客本人の機構加入者コードが提供されている。また、外国証券においてはSSI情報が共有されている（以下、Case-1に記載の内容に同じ。） ・同日に複数顧客から同一銘柄の移転を依頼された場合、当該顧客の残高の移管先をBCに記録として残すことが出来ない。
Case 3	個人⇒オムニ	⇒	オムニ⇒個人	・売買取引に係る移転フローとの統一性確保（⇒もっともA顧客10口・B顧客5口→C顧客に15口、といった移転が起こらず、売買取引とは事情が異なると考えられる。） ・移管先証券会社が、顧客個別のブロックチェーンアドレスを見る必要がない（移管元証券会社にとって、個人情報提供にあたる懸念がない）（⇒BAが対象とならずとも、移管先・移管元での日程調節や対象顧客の特定に際して、証券口座番号などの情報が共有されることは避けられない認識。） ・各PFに各社が「口座移管専用」のオムニバス口座を設定し、そのBAを利用することにより、口座移管による移転であることが容易に把握できる。	・移管元は他社に出庫する際にオムニバス口座へと移転する必要がある。（1プロセス増える。） ・移管先は移転日に対象顧客を特定し、オムニ→個人に移転する必要がある。（1プロセス増える。） ・同日に複数顧客から同一銘柄の移転を依頼された場合、当該顧客の残高の移管元をBCに記録として残すことが出来ない。 ・同日に複数顧客から同一銘柄の移転を依頼された場合、当該顧客の残高の移管先をBCに記録として残すことが出来ない。
Case 4	個人	⇒	個人	・移管元は個人→オムニに移転する必要がなく、移管日の手続きを最小限にできる。 ・移管先はオムニ→個人と移転する必要がなく、移管日の手続きをひと手間減らせる。 ・ブロックチェーンにどの口座からどの口座に移転されたかを明確に記録として残すことが出来る。 ・社内振替（相続・贈与）による移転フローとの統一性	・移管先は移管元に対象顧客のBAを連絡する必要がある。 ・移管元での顧客個人のBAが移管先証券会社に開示されることについて顧客からの同意が必要となる可能性がある。（以下、Case-1に記載の内容に同じ。） ・移管先での顧客個人のBAが移管元証券会社に開示されることについて顧客からの同意が必要となる可能性がある。（以下、Case-1に記載の内容に同じ。）

【その他の留意点】

- ・PFのトランザクションフィーについて
 - ibet： トランザクションごとの課金なし。
 - progmart： オムニバス口座を移管元とするトランザクションには課金されない。したがって、上表4案いずれの場合も移管元（出し手）側の1トランザクションのみ課金対象となる。